

## 浜松市文芸団体の認定に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松文芸館条例施行規則(平成26年浜松市規則第54号。以下「規則」という。)第6条に規定する文芸団体の認定に関し必要な事項を定める。

### (認定要件)

第2条 文芸団体の認定は、次に掲げる要件を満たしている団体について行うものとする。

(1) 会則、規約等により文芸活動に関し、浜松市及び遠州地方にゆかりのある文芸に関する知識を広め、文芸活動の振興を図ることを団体の目的及び主たる活動内容としていること。

(2) 構成員が5人以上であること。

(3) 構成員の過半数が浜松市に在住し、在勤し、又は在学する者であること。

(4) 営利を目的としない団体であること。

### (認定)

第3条 規則第6条の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した文芸団体認定(更新)申請書(様式第1号)に団体の会則又は規約、会員名簿、活動内容が確認できるものとして収支予算書及び事業計画書等を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称

(2) 団体の名称及び所在地

(3) 代表者の氏名及び住所並びに連絡先

(4) 連絡責任者の氏名及び連絡先

(5) 団体の目的

(6) 活動目的

(7) 会員数

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その認定の適否について文芸団体認定(更新)結果通知書(様式第2号)により、当該申請者に申請日から30日以内に通知する。

### (協力事項)

第4条 前条の規定により認定された文芸団体は、浜松文芸館施設の諸事業について、参加・協力を努めることとする。

### (認定内容の変更)

第5条 第3条の規定により認定された文芸団体は、認定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに文芸団体認定申請事項変更届(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、団体の目的の変更を届け出る場合は、文芸団体認定申請事項変更届(様式第3号)に会則を添えて提出しなければならない。

### (認定有効期間)

第6条 文芸団体の認定の有効期間は5年とする。ただし、新規に認定した場合の最初の有効期間は、既認定団体の直近の有効期間の満了日までとする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き文芸団体として認定を受けようとする者は、当該認定の

更新を受けなければならない。

- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間満了日の2月前から有効期間満了日までの間に、文芸団体認定（更新）申請書（様式第1号）を提出しなければならない。この場合においては、第3条の規定を準用する。

（認定団体の取消し）

第7条 市長は、文芸団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条の規定による認定要件を満たさない事由が発生したとき。
- (2) 文芸活動を目的とした利用に著しい違反があったとき、または施設利用に係る遵守事項を守らないとき。
- (3) 虚偽の申請によって認定を受けたとき。
- (4) 文芸団体認定取消願書（様式第4号）の届出があったとき。
- (5) 文芸団体の認定の更新を受けなかったとき。

- 2 市長は、前項の取り消しを行ったときは、文芸団体認定取消通知書（様式第5号）により速やかに通知するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（浜松文芸館条例改正に伴う経過措置）

- 2 この要綱の施行前の際現に認定を受けていた文芸活動を目的とする団体は、この要綱の施行の日に文芸団体の認定を受けたものとみなす。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所(所在地) \_\_\_\_\_  
氏名(名称及び代表者氏名) \_\_\_\_\_

## 文 芸 団 体 認 定 ( 更 新 ) 申 請 書

次のとおり文芸団体の認定を受けたいので、浜松文芸館条例施行規則第6条の規定により申請します。

### 記

団 体 名	ふりがな	会員数	人
所 在 地	〒		
代表者氏名		連絡先電話番号	
代表者住所 (所在地)	〒 (団体の所在地と同じ場合は記入不要)		
連絡責任者 氏 名		連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス			
団体の目的			
活 動 内 容 具体的に活動内容をご記入ください。			
備 考 活 動 日	1. 定期的に利用 (月 回/ 曜日 / 午前 ・ 午後 ・ 夜間) 2. 不定期で利用		

添付書類 1. 会則又は規約 2. 会員名簿 3. 活動内容が確認できるもの(収支予算書及び事業計画書等)

上記の(認定・更新)申請について、受付します。	回 議	館長	係	係
浜松文芸館		平成 年 月 日		

年 月 日

(団体名) 様

浜松市長 鈴木 康友  
(公印省略)

## 文 芸 団 体 認 定 ( 更 新 ) 結 果 通 知 書

年 月 日付けにて提出のあった文芸団体認定(更新)申請について、審査の結果、下記のとおり通知いたします。

認定結果	可 ・ 否	
団体名 <small>ふりがな</small>		
代表者	氏 名	
	住 所	〒 -
	電 話	
理 由 (否の場合)		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求した場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名）

## 文 芸 団 体 認 定 申 請 事 項 変 更 届

認定を受けた文芸団体について、下記のとおり変更いたしますので、お届けします。  
記

変更年月日	年 月 日	
変更事項	旧（変更前）	新（変更後）
団 体 名		
所 在 地		
代表者氏名		
代表者住所		
代表者電話番号		
連絡責任者氏名		
連絡先電話番号		
連絡先 メールアドレス		
団体の目的		
活 動 内 容		
会 員 数		

添付書類

- ・ 団体の目的の変更      会則
- ・ 活動内容の変更      活動内容がわかるもの
- ・ 会員数の変更      会員名簿

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所(所在地)  
氏名(名称及び代表者氏名)

## 文 芸 団 体 認 定 取 消 願 書

浜松市文芸団体の認定に関する要綱第7条第4号の規定により次のとおり文芸団体の認定取消願書を提出します。

ふりがな 団 体 名	
ふりがな 代 表 者 名	
所 在 地	〒 _____
取 消 理 由	

年 月 日

様

浜松市長

## 文 芸 団 体 認 定 取 消 通 知 書

浜松市文芸団体の認定に関する要綱第7条第2項の規定により、文芸団体の認定を取り消し、下記のとおり通知します。

団 体 名	
代表者名	
所 在 地	〒 _____
認定取消し 年月日	
取消理由	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求した場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。